

懲戒処分の公表

大隅肝属地区消防組合は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

事 案 の 概 要	中央消防署の職員が、平成30年 1 月21日、肝属郡東串良町岩弘国道220号線上において、自家用車を運転中対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の軽トラックと正面衝突の事故を起こして、相手方の運転手が死亡した交通法令違反により、本処分を行うものである。	
処 分 の 時 期	平成30年 6 月26日	
懲戒被処分者 及び処分内容	所 属	中央消防署
	職	消防職員
	性別	男性
	年 齢	20歳代
	処分の種類 及び程度	懲戒停職 6 か月
	処分理由	交通法令違反及び地方公務員法違反

【問合せ先】 総務課 管理係 （電話） 0994-52-1191